

規則

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年 7月10日

長野県公安委員会委員長 山 浦 悦 子

長野県公安委員会規則第4号

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則(昭和32年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第10条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条の見出しを「(帳簿等)」に改め、同条第1項中「金属くず台帳」を「帳簿」に改め、同条第2項中「第11条第3項」を「第11条第2項」に、「金属くず台帳の損傷」を「毀損」に、「金属くず台帳損傷等届書」を「金属くず台帳等毀損等届出書」に改め、同条第3項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改め、「金属くず台帳の」を削り、「金属くず台帳廃棄承認申請書」を「金属くず台帳等廃棄承認申請書」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(確認等を要する取引の金額の下限)

第9条 条例第10条の公安委員会規則で定める金額は、100円とする。

様式第5号中「(第6条、第8条、第15条関係)」を「(第6条、

第8条、第16条関係)」に改める。

様式第13号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

様式第14号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「金属くず台帳損傷等届書」を「金属くず台帳等毀損等届出書」に、「を損傷」を「(電磁的方法による記録)を毀損」に、「盗難」を「滅失」に、「の損傷」を「又は電磁的方法による記録の毀損」に改める。

様式第15号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「金属くず台帳廃棄承認申請書」を「金属くず台帳等廃棄承認申請書」に、「を廃棄したい」を「(電磁的方法による記録)を廃棄したい」に、「を廃棄しよう」を「又は電磁的方法による記録を廃棄しよう」に、「(添付書類) を「(添付書類) 金属くず台帳又は電磁的方法による記録を用紙に出力したもの」に改める。

様式第16号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

様式第17号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

様式第18号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

様式第19号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

様式第20号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

様式第21号から様式第25号までの規定中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活安全企画課

告示

長野県告示第361号

平成26年3月31日専決処分した平成25年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成26年 7月10日

長野県知事 阿 部 守 一

平成25年度長野県一般会計補正予算(第8号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	194,425,484	1,622,512	196,047,996
3 地 方 譲 与 税	31,428,001	5,387,541	36,815,542
5 地 方 交 付 税	216,619,596	2,225,292	218,844,888
6 交通安全対策特別交付金	844,000	△ 57,614	786,386
7 分担金及び負担金	2,038,573	△ 37,999	2,000,574
9 国 庫 支 出 金	122,259,836	△ 1,057,279	121,202,557
10 財 産 収 入	2,048,735	894,328	2,943,063
11 寄 付 金	113,687	9,805	123,492
12 繰 入 金	28,025,282	△ 2,664,204	25,361,078
14 諸 収 入	62,760,666	525,451	63,286,117
15 県 債	120,830,134	△ 3,088,000	117,742,134
歳 入 合 計	839,864,996	3,759,833	843,624,829